

報告第6号	専決処分事項の報告及びこれの承認を求めることについて (スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定)
文化スポーツ課	平成23年8月24日から現行のスポーツ振興法の全部を改正したスポーツ基本法が施行されたことに伴い、スポーツ振興法に規定する条文等を引用する関係条例の一部を早急に改正する必要性が生じたため、同日付けで専決処分したので、これの承認を求めるもの。
<p>【改正趣旨】 平成23年8月24日から現行のスポーツ振興法の全部を改正するスポーツ基本法が施行されることとなったため、早急に関係条例の一部を改正する必要性が生じたため、同日付けで専決処分をしようとするもの。</p> <p>【改正背景】 スポーツ振興法の制定から半世紀が経過し、スポーツをめぐる状況は大きく変化し、スポーツの価値や社会的役割の重要性もさらに高まっていることから同法の全部が改正されたもの。</p> <p>【根拠法令】 スポーツ基本法(平成23年法律第78号)</p> <p>【改正内容】 ◆改正する条例</p> <p>① 三田市良好な居住環境等及び青少年の健全な環境の保全に関する条例</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>●市長の同意基準に係る根拠条文の変更【別表関係】 風俗営業を目的とする建築物の建築等をしようとし、若しくは建築等をした所有者等は市長の同意を要するが、市長が同意をしない区域として規定しているスポーツ施設として当該法律を引用しているため改正したもの。</p> </div> <p>② 三田市スポーツ振興審議会条例</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>●審議会の名称及び根拠条文の変更【題名、第1条及び第2条関係】 スポーツ振興審議会→スポーツ推進審議会 スポーツ振興法第18条第2項→スポーツ基本法第31条 法(スポーツ振興法)第4条第4項及び第23条→法(スポーツ基本法)第35条 スポーツの振興→スポーツの推進</p> </div> <p>【施行期日(専決日)】 平成23年8月24日</p> <p>【経過措置】 改正前の三田市スポーツ振興審議会条例に規定する三田市スポーツ振興審議会(以下「旧審議会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日(平成23年8月24日)に、改正後の三田市スポーツ推進審議会条例(以下「新条例」という。)に規定する三田市スポーツ推進審議会の委員として任命された者とみなす。この場合において、その任命された者とみなされる者の任期は、新条例第4条第1項(委員の任期)の規定にかかわらず、この条例の施行の日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。</p> <p>【その他】 この法律の施行によって、以下の規則についても改正を行った。</p> <p>◆改正した規則</p> <p>① 三田市体育指導委員に関する規則</p> <p>② 三田市スポーツ振興審議会規則</p> <p>◆改正した規則の施行期日 平成23年8月24日</p>	